

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供（令和2年度）

派遣元事業主：公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会

実施事業所	1.派遣労働者の数 (人)(R3.6.1現在)	2.派遣先の数 (件)	3.派遣料金の平均額 (円)	4.派遣労働者の賃金 の平均額(円)	5.マージン率	6.教育 訓練
奈良市	215	45	9,761	7,902	19.0%	○
大和高田市	40	11	10,254	8,226	19.8%	
大和郡山市	116	36	9,469	7,626	19.5%	
天理市	18	8	9,688	7,698	20.5%	*
生駒市	19	8	10,456	8,924	14.7%	
斑鳩町	24	10	9,021	7,096	21.3%	
広陵町	24	9	9,046	7,134	21.1%	*
宇陀市	25	11	9,856	7,614	22.7%	
磯城郡	92	32	9,476	7,470	21.2%	
橿原市	47	18	9,262	7,180	22.5%	
五條市	14	5	9,113	6,833	25.0%	*
上牧町	125	16	9,672	7,636	21.1%	*
王寺町	17	4	10,605	8,436	20.5%	*
香芝市	59	12	9,573	7,572	20.9%	
桜井市	21	9	9,539	7,668	19.6%	*
河合町	15	3	9,170	7,243	21.0%	
御所市	2	2	9,504	7,200	24.2%	
葛城市	28	7	9,622	7,377	23.3%	*
三郷町	15	3	8,950	7,129	20.3%	
大淀町	14	7	10,213	8,111	20.6%	
平群町	7	5	9,740	7,531	22.7%	
吉野町	21	2	9,892	7,571	23.5%	
協議会	0	0	0	0	0.0%	-

※1 「派遣料金の平均額」、「派遣労働者の賃金の平均額」は、1日8時間当たりの額

※2 マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 (小数第2位四捨五入)

6.教育訓練に関する事項

入職時研修(派遣のしくみ、安全就業等/全事業所)、基礎研修(*印)、安全衛生教育(○印)

7.キャリア・コンサルティングの相談窓口

各実施事業所に設置しています

8.福利厚生に関する事項

労災保険：適用あり

雇用保険、健康保険、厚生年金：原則適用なし(ただし、加入要件を満たす場合は適用あり)

有給休暇：法定どおり

9.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無

労使協定は締結していない